

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 9 月 1 0 日

（工事執行権者）
福島県県中農林事務所長

工事（委託業務）番号	2 6 - 3 6 2 2 0 - 0 0 7 6
工事（委託業務）名	基幹ストックマネジメント 0 8 0 1 工事 新安積（三期）地区
質 問 事 項	
1. 仮設工 (1) 1 工区において、管水路・砂基礎材・大型水路等の主要材料の一時仮置場（仮設ヤード）が必要と考えます。また水路工では既設水路取壊しや大型水路施工に仮設道路が必要と考えます。協議にて変更可能でしょうか。 (2) 敷鉄板工について、参考図書によると（工区間利用）の計画ですが、各工区とも準備工として仮設道路の確保が先行すると考えます。工区間利用の数量について、協議にて変更可能でしょうか。 2. 積算について 点在工事か合算工事か教えて下さい。 3. 単価について S 単 15～18 号、リフト台車の単価を教えてください。またリフトローラー工法では使用する大型水路は、施工用インサートなど特殊加工製品ですが、協議にて変更可能でしょうか。 4. リフトローラー工法 メーカー説明書によると、基礎コンクリートは有筋ですが、協議にて変更可能でしょうか。 5. 完成工期が令和 9 年 3 月 31 日限りとなっております。落札決定予定日後を着手日とした場合、工事期間は 162 日となり工期内完成が困難と思われます。工期の延長は可能でしょうか。	

回 答 事 項
1. 仮設工 (1) 前年度施工した仮設道路を活用した施工が可能であることから、仮設ヤードについては計画しておりません。また、大型水路工等についても、水路敷内で施工が可能であることから、仮設道路は計画しておりません。ただし、これらについて現地条件等により必要と判断される場合は、変更協議の対象とします。 (2) 敷鉄板工の工区間利用については、工期を算定し工区間利用が可能と判断しておりますが、資材の流通状況の影響により施工時期が工区間で重複するなど、やむを得ない状況の場合は、変更協議の対象とします。 2. 積算について 点在工事になります。 3. 単価について リフト台車によるプレキャストコンクリート水路据付（S単 15～18 号）は、土地改良工事積算基準に基づく歩掛を使用しており、二次製品は農林土木事業原単価及び見積単価、リフト台車（ハング式 6 t、1 脚）の賃料は設計材料単価調査表（土木）7. 機械器具賃料（東北農政局ホームページ参照）に記載されている単価を適用しております。また、施工用インサートなど特殊加工製品が必要な場合は、変更協議の対象とします。 4. リフトローラー工法 基礎コンクリートには鉄網を入れて施工する計画です。 5. 完成工期は、工期を算定し、必要工期を確保しておりますが、やむを得ない状況により工期内完了が困難な場合は、変更協議の対象とします。